

福岡空港乗降場管理規則

福岡国際空港株式会社

(名称)

第1条 乗降場の名称は、福岡空港乗降場（以下「乗降場」という。）とし、名称は別表1のとおりとする。

(管理者)

第2条 乗降場の管理者は、福岡国際空港株式会社（以下「管理者」という。）とする。

(通則)

第3条 乗降場の利用に関する事項は、この規則による。

(規則の遵守)

第4条 乗降場利用者（同乗者を含む、以下「利用者」という。）は、この規則を遵守しなければならない。

(営業時間)

第5条 乗降場の営業時間は24時間とする。

(営業休止)

第6条 乗降場の営業は、次の各号の一に該当する場合には、全部または一部の営業を休止することがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設または器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 国土交通省当局より営業休止を命じられた場合
- (5) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(利用車両の種類)

第7条 乗降場を利用できる自動車（以下「車両」という。）は、別表2のとおりとする。

(利用料金)

第8条 乗降場の利用料金は、別表3のとおりとする。

(不正利用者に対する割増料金)

第9条 管理者は、利用者が所定の利用料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。

(利用料金の免除)

第10条 管理者は、第6条の各号に該当する場合において乗降場の全部の営業を中止した時は、利用中の車両の利用者に対し、その期間の利用料金を免除する。その他やむを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

(入場及び利用位置)

第11条 利用者は、入場する際に乗降場入口において車両ナンバーの識別または利用券を受取り、利用券を受け取った場合、出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後利用枠内又は管理者の指示した場所に利用しなければならない。
- 3 管理者は、警備または安全管理上必要な場合は、利用位置を変更することができる。

(利用拒否)

第12条 管理者は、乗降場が満車であるとき乗降場利用の受付を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は、利用を拒否し、又は乗降場への入場を拒否することができる。

- (1) 乗降場の施設もしくは器物をき損し、または汚損するおそれがあるとき
 - (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
 - (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を搭載し、又は取り付けているとき
 - (4) 非衛生的なものを搭載し、若しくは搭載物から液汁を出しているもの、又は搭載物をこぼすおそれのあるもの
 - (5) 著しい騒音や排気ガス若しくは臭気を発生するとき、又は発するおそれのあるとき
 - (6) 運転者が酒気を帯び又は無謀な運転をするおそれがあるとき
 - (7) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき
 - (8) その他乗降場の管理上支障があると認められるとき
- 2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(乗降場内の通行)

第13条 利用者は、乗降場内の車両通行について、道路交通法関係法令の定めに準ずるほか、次の各号を守らなければならない。

- (1) 乗降場内では徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 利用位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと

(禁止行為)

第14条 利用者及びその関係者は、乗降場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 乗降場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、または汚損すること
- (2) 喫煙又は火気を使用すること
- (3) たばこの吸いながら、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び利用を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両引渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 乗降場内で宿泊すること
- (7) その他乗降場の管理に支障を及ぼす行為をすること

2 管理者は、利用者が各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(交通事故等の届出)

第15条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 乗降場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 乗降場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 乗降場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき
- (4) 乗降場において、事故は又は犯罪行為を発見したとき

2 管理者は、前項の届出があったとき、又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、すみやかに必要な措置をとるものとする。

3 利用者は、前項の規定により管理者のとり措置に協力するものとする。

(出場)

第16条 利用者は、出場の際、乗降場出口の料金所にて車両ナンバーの識別を受けまたは利用券のQRコードをカメラに提示し、所定の利用料金を支払わねばならない。

(出場拒否)

第17条 管理者は、次の各号に該当する場合は、利用した車両の出場を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当の理由なく利用券を提示しないとき
- (2) 利用者が利用料金の支払いをしないとき

(事故に対する措置)

第18条 管理者は、乗降場内において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(利用券を紛失した場合の手続き)

第19条 利用者は、利用券を紛失したときは、直ちに所定の出場願に入場日時その他必要な事

項を記入して、管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の出場願を提出するときは、記載事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に呈示しなければならない。

(利用期間)

第20条 利用者は、連続して24時間以上利用することはできない。

(保管責任)

第21条 管理者は、利用者が車両ナンバーの識別または利用券を受取り入場した時から出場する時まで車両の保管責任を負うものとする。

(会社の損賠賠償責任)

第22条 管理者は、車両保管にあたり、第26条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失または損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第23条 管理者は、利用場に利用する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について、一切損害賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第24条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故
- (2) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他利用場内における人身事故・物損事故
- (3) 第6条または第18条の規定による措置

(出場による責任の消滅)

第25条 管理者の損害賠償責任は、利用者が損害賠償の請求を留保しないで出場したときは、消滅するものとする。

(利用者の損害賠償)

第26条 利用者は、故意又は過失によりこの乗降場の諸設備又は他の利用中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

(引き取りの請求)

第27条 利用者が第20条に定める期間を超えて利用を続けた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は乗降場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求できるものとする。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき、又は管理者の過失なくして利用者を確認できないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知または乗降場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとする。

この場合において、利用者は当該車両の引渡に伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、車両に生じた損害について賠償の責を負わないものとする。

（車両の調査）

第28条 管理者は、前条第一項の場合において利用者または所有者等を確認するために必要な限度において、当該車両（車内を含む）を調査することができる。

（車両の移動）

第29条 管理者は、業務上支障があるときは、その旨を利用者または所有者に通知、又は利用場にて掲示する。その場合、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第30条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は乗降場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにも拘わらず、その期間内に引き取りがなされなかったときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者に通知し、又は乗降場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとする。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し、又は乗降場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は乗降場において掲示する。

- 3 管理者は、第一項の規定により車両を処分した場合は、利用料金並びに車両の保管、

移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときは利用者に返還するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第31条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(管轄裁判所)

第32条 この規則に関する争いは、福岡地方裁判所及び福岡簡易裁判所を専属的管轄裁判所とする。

附 則

この規則は、令和5年12月1日より適用する。

別表 1

| | |
|-------|-------------|
| 施設の名称 | 福岡空港国内線南乗降場 |
|-------|-------------|

別表 2

| 車両の種類 | 制限基準 |
|-------|---|
| 普通自動車 | 積載物又は取付物を含めて 幅2.2m以内、高さ2.4m以内、長さ5.0m以内 |

* 普通自動車とは、道路交通法第3条に規定する自動車

別表 3

| 施設の名称 | 利用料金（税込） |
|-------------|--|
| 福岡空港国内線南乗降場 | <ul style="list-style-type: none">・ 利用開始から10分までは免除・ 10分超～20分まで 500円・ 20分超過以降 250円/10分・ 最大料金設定なし |